所得税の確定申告・町県民税

ら必要書類を準備し、早めに手続きをお願いします。16日(月)から始まります。期間中は大変混み合いますので、今か平成26年分所得税の確定申告と平成27年度町県民税の申告が2月

から近江八幡税務署で手続きすることができます。 また、所得税の還付を受けるための申告については、1月5日(月)



2月16日(月)~3月16日(月)※土曜日・日曜日を除きます。

●受付時間 午前の部 午前8時30分~11時(相談開始:午前9時から)

午後の部 午前11時~午後4時(相談開始:午後1時から)

場 役場3階 301・302会議室

税務署で申告をお願いすることがあります。また、土地建物・株式の譲渡所得など申告内容が複雑なものについては、※青色申告、過年分の確定申告などは、本町の会場では受け付けできません。

申告が必要な人

①所得税の確定申告

- ▼事業所得(営業、農業)や不動産所得
- ▼給与収入が2千万円を超える人
- がある場合は町県民税の申告が必要)人(給与所得以外に20万円以下の所得円を超える所得または給与収入がある円を超える所得または給与収入がある)を末調整済みの給与所得以外に、20万
- ◆譲渡所得があり、特別控除や特例など

- ◆医療費控除、雑損控除、寄附金控除、年金収入があり、所得税の納付もしく年金収入があり、所得税の納付もしく
- 除など)を変更する人
 ◆給与所得者で年末調整の内容(扶養控

を受ける人

申告が必要です。 る人は、20万円以下の所得についても ※還付などを受けるために確定申告をす

②町県民税の申告

●年末調整済みの給与所得以外に、20万

- ▼事業所得(営業、農業)や不動産所得
- ◆所得がない方
- 告が必要となります。等)をするために、町県民税の申国民健康保険税の算定(軽減判定、国民健康保険に加入している人は、
- ます。 民税の申告をしたものとみなされ ※所得税の確定申告をすると、町県

申告に必要なもの

- ず持参してください)
 ▼中告書(事前に送付されている人は必
- ◆認印(朱肉を必要とする印鑑)
- 金融機関届出印 ※振替納税を初めて利用される場合は、
- のある人。コピー不可)▼源泉徴収票(給与収入または年金収入者本人の金融機関の口座がわかるもの者の場合は、預金通帳など申告
- ▽のある人)
- 内訳書を作成してください。※事前に収入や必要経費をまとめた収支
- →社会保険料納付済確認書(国民健康保)→大社会保険料納付済確認書(国民健康保)
- ください。 送付された控除証明書を必ず持参して ※国民年金保険料は、日本年金機構から
- ◆身体障害者手帳·療育手帳·精神障害者 ◆生命保険料・地震保険料の控除証明書

告書は提出することができます。

けて所得税の還付を受けるための確定申

- ◆医療費の領収書(保健福祉手帳(障害者控除を受ける人)
- ◆寄附金控除証明書(寄附金控除を受け 医療費の明細書を作成してください。 ※事前に受診者、医療機関ごとに集計し、
- ◆住宅借入金等特別控除を受ける人)
- ◆その也の所得や圣費の証明書質 金の年末残高等証明書、敷地・家屋の売買契約書の写しなどが必要と 家屋の売買契約書の写しなどが必要と を記事項証明書、住民票の写し、敷地・ 家屋の売買契約書の写しなどが必要と
- ▼その他の所得や経費の証明書類

票が送付されます公的年金等の源泉徴収

要となりますので、大切に保管してくだ金受給者に送付されます。申告の際に必必受給者に送付されます。申告の際に必どから国民年金や厚生年金などの老齢年票」は、1月下旬ごろ、日本年金機構な平成26年分の「公的年金等の源泉徴収平成26年分の「公的年金等の源泉徴収

徴収票は送付されません。 象ではないため、受給されていても源泉がお、障害年金や遺族年金は、課税対

受給されている人へ公的年金等を

なお、医療費控除などの各種控除を受税の確定申告を行う必要がありません。所得金額が20万円以下である場合、所得額が400万円以下で、それ以外の他の額が400万円以下で、それ以外の他の

※公的年金等以外の他の所得金額が が必要ない場合であっても医療費20万円以下で、所得税の確定申告 申告を行う必要があります。 控除を受けるためには町県民税の 控除や生命保険料控除などの各種

記入をお忘れなく復興特別所得税額の の

分から創設されました。 ことから「復興特別所得税」が平成25年 を実施するために必要な財源を確保する 東日本大震災からの復興のための施策

は、記入漏れのないようご注意ください。 ますので、確定申告書の作成にあたって 別所得税の申告と納付が必要となってい このことにより所得税と併せて復興特

税制改正のお知らせ

①住宅借入金等特別控除の延長・拡充 がされました

限度額が拡充されることとなりました。 4月以後に居住を開始した場合の控除 31日まで延長されるとともに、平成26年 平成25年12月31日から平成29年12月

②上場株式等の配当・譲渡所得等に係 る軽減税率が廃止されました

もって廃止されました。 る10%軽減税率が平成25年12月31日を 上場株式等の配当・譲渡所得等に係

※平成49年分までは、復興特別所得税(0) 315%)が所得税に加算されます。 15%、住民税5%) が適用されます。 降については、本則税率2%(所得税 このことにより平成26年1月1日以

事前に準備ください

①農業所得のある人

収支計算が必要です。 農業所得は、営業所得などと同様に

計算する方法です。 金額から必要経費を差し引いて所得を 月までの1年間の農産物に関する収入 収支計算とは、その年の1月から12

作成してください。収支内訳書の用紙 は税務課で配布しています。 まとめ、収支内訳書(農業所得用)を あらかじめ収入や経費を科目ごとに

※確定申告書とともに提出する書類は、 **※収支内訳書が作成されていない場合** 収支内訳書だけです。 は、確定申告の受け付けができません。

②医療費控除を受ける人

族が、病気やケガなどで治療を受け、 支払ったときは、医療費控除を受ける サービスにかかる自己負担を含む)を ことができます。 定額以上の医療費(医療を伴う介護 本人または本人と生計同一にある家

定額以上とは、

医療費の合計が10万円を超えた場合 総所得金額等が200万円以上の人は

(注)) -10万円 (1年間に支払った医療費の合計額) (保険金などで補てんされる金額

(2)総所得金額等が200万円未満の人 %」を超えた場合 は医療費の合計が「総所得金額等×5

(1年間に支払った医療費の合計額) (注)) ―総所得金額等の5% (保険金などで補てんされる金額

(注) 生命保険契約などで支給される入

院費給付金、 れる療養費・家族療養費・出産育児 一時金など 健康保険などで支給さ

布しています。 ださい。明細書の用紙は税務課で配 計し、医療費の明細書を作成してく 事前に受診者、医療機関ごとに集 控除額の上限は200万円です。

※医療費の明細書が作成されていない ません。 場合は、確定申告の受け付けができ

③要介護認定該当者で障害者控除を受 ける人

ている人については、障害者控除、 障害者保健福祉手帳等の交付を受け 障害者特別控除を受けることができ 身体障害者手帳・療育手帳・精神

6501) へお問い合わせください めには、「障害者控除対象者認定書 ることができます。控除を受けるた 障害者控除、障害者特別控除を受け でも、介護保険法による要介護認定 続きについては、介護支援課(☎㎏ が必要です。認定書の交付申請の手 を受け、一定の要件を満たす場合は また、手帳の交付を受けていない人

保存制度の対象者が拡大されました 事業・不動産所得者の記帳・帳簿等の

年分)から事業(営業、農業)や不動 度の対象者が、平成26年1月(平成26 とされていた記帳・帳簿書類の保存制 合計額が300万円を超える方に必要 もしくは前々年において事業所得等の 得等を有する白色申告者のうち、前年 事業所得(営業、農業)や不動産所

> れました。 産などの業務を行うすべての方に拡大さ

近江八幡税務署からのお知らせ

閉庁となるため、県内の他の税務署 で次のとおり閉庁日対応を行います。 近江八幡税務署は、土・日・祝日が

午前9時~午後5時

2月2日(日)・3月1日

▼ と ころ

大津税務署・草津税務署

確定申告に関する相談、確定申告 近江八幡税務署 ☎33141 書の配布・収受、 所得税の納付相談

所得税の還付申告は1月5日から

どの各種控除を受けることで所得税が環 署において還付申告ができます。 付になる人は1月5日から近江八幡税務 末調整を受けなかった人や医療費控除な 給与所得者で年の途中で退職され、年

e-Tax インターネットで 申告書を作成できます

と税額などが自動計算され、申告書を作 とも可能です。 などの電子証明書を取得すれば、インタ 要がなくなります。また、公的個人認証 とができるため、税務署などへ出向く必 は、印刷して税務署へ郵送で提出するこ 成することができます。作成したデータ ナー」では、金額などの項目を入力する nta.go.jp) の「確定申告書等作成コー - ネットを利用して申告書を提出する? 国税庁ホームページ(http://www

♥問い合わせ先

税務課 住民税担当 **☎ 6 5 7 0**